

令和3年3月 定例会

第1号（令和3年3月9日）

- 出席議員及び欠席議員の氏名 ..... P1
- 会議録署名議員の氏名 ..... P1
- 職務のため議場に出席した者の職氏名 ..... P1
- 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 ..... P1
- 議事日程 ..... P2
- 開会 ..... P4
- 会期の決定 ..... P4
- 諸般の報告 ..... P5
- 議案の上程 ..... P5
- 施政方針並びに提案理由の説明 ..... P7
- 一般質問 ..... P18
- 散会 ..... P45

|                                    |                |                 |      |               |        |      |           |  |  |  |
|------------------------------------|----------------|-----------------|------|---------------|--------|------|-----------|--|--|--|
| 令 和 3 年                            |                | 池田町3月定例会会議録     |      |               |        |      | 第 1 目     |  |  |  |
| 招 集 年 月 日                          |                | 令 和 3 年 3 月 2 日 |      |               |        |      | 池田町告示第10号 |  |  |  |
| 招 集 の 場 所                          |                | 池田町議会議場         |      |               |        |      |           |  |  |  |
| 開 会 日 時                            |                | 令 和 3 年 3 月 9 日 |      |               |        |      | 午後1時30分   |  |  |  |
| 散会<br>閉会                           |                | 令 和 3 年 3 月 9 日 |      |               |        |      | 午後3時34分   |  |  |  |
| 出席 8名                              | 議席番号           | 氏 名             | 出欠の別 | 議席番号          | 氏 名    | 出欠の別 |           |  |  |  |
|                                    | 1              | 丸石 純一           | 出    | 5             | 佐野 和彦  | 出    |           |  |  |  |
|                                    | 2              | 松井 靖明           | 出    | 6             | 和田 義則  | 出    |           |  |  |  |
|                                    | 3              | 宇野 一正           | 出    | 7             | 飯田 拓見  | 出    |           |  |  |  |
|                                    | 4              | 宇野 邦弘           | 出    | 8             | 岩崎 昭一  | 出    |           |  |  |  |
| 会議録署名議員                            | 3番             | 宇野 一正           |      | 4番            | 宇野 邦弘  |      |           |  |  |  |
| 職務のため<br>議場に出席<br>した者<br>の<br>職・氏名 | 議会事務局長         | 中村 博司           |      | 議会書記          | 吉田 昌美  |      |           |  |  |  |
|                                    | 町長             | 杉本 博文           |      | 住民税務課長        | 佐野 成美  |      |           |  |  |  |
|                                    | 副町長            | 溝口 淳            |      | 町土整備課長        | 山崎 政弥  |      |           |  |  |  |
|                                    | 教育長            | 内藤 徳博           |      | 保健福祉課長        | 有馬 幸代  |      |           |  |  |  |
|                                    | 企画幹兼農村<br>政策課長 | 高橋 宏輝           |      | 木望の森づくり課長     | 長谷川 正喜 |      |           |  |  |  |
|                                    | 総務財政課          | 森川 弘一           |      | 教育委員会<br>事務局長 | 飯田 康志  |      |           |  |  |  |
| 議 事 日 程                            |                | 別紙のとおり          |      |               |        |      |           |  |  |  |
| 会 議 の 経 過                          |                | 別紙のとおり          |      |               |        |      |           |  |  |  |

## 令和3年3月定例会日程表（第1号）

令和3年3月9日（火）  
午後1時30分 開会

開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 5 号 令和2年度 池田町一般会計補正予算（第11号）

日程第 5 議案第 6 号 令和2年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

日程第 6 議案第 7 号 令和2年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算  
(第6号)

日程第 7 議案第 8 号 令和2年度 池田町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日程第 8 議案第 9 号 令和2年度 池田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第 10 号 令和2年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第 10 議案第 11 号 令和2年度 池田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第 11 議案第 12 号 令和3年度 池田町一般会計予算

日程第 12 議案第 13 号 令和3年度 池田町国民健康保険特別会計予算

日程第 13 議案第 14 号 令和3年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計予算

日程第 14 議案第 15 号 令和3年度 池田町簡易水道特別会計予算

日程第 15 議案第 16 号 令和3年度 池田町下水道事業特別会計予算

- 日程第 16 議案第 17 号 令和 3 年度 池田町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 18 号 令和 3 年度 池田町介護保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 19 号 令和 3 年度 池田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 19 議案第 20 号 池田町特定公共賃貸住宅等の効率的な管理を実施するための  
関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 21 号 池田町防災行政無線（同報系）無線局の設置及び管理に関する  
条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 22 号 池田町まちづくり自治委員会設置条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 23 号 池田町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 24 号 池田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 25 号 池田町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の再指定について
- 日程第 26 議案第 27 号 辺地に係る総合整備計画の策定について  
施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第 27 議案第 28 号 副町長の選任につき同意を求めるについて
- 日程第 28 一般質問

閉議

# 令和3年3月定例会会議録（初日）

令和3年3月9日

開始時間 午後1時30分

## ○和田議長

本日、令和3年池田町議会3月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、ご参集いただき厚く御礼申しあげます。

ただ今の、出席議員は8名全員であります。

定足数に達しておりますのでただ今から、令和3年池田町議会3月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

## ○和田議長

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員会議録署名議員は会議規則第112条の規定により、3番宇野一正君、4番 宇野邦弘君の両名を指名致します。

## ○和田議長

日程第2

会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

本定例会の会期は、本日から17日までの、9日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から17日までの、9日間と決定いたしました。

お諮り致します。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しております、定例会会議予定表のとおりであります。

なお、委員会審議のため、10日から16日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって9日と17日は本会議、10日から16日は委員会審議のため、休会することに決定致しました。

○和田議長

日程第3

諸般の報告を致します。

本日の議事日程はお手元に配布しております、日程表のとおりであります。

本定例会に、すでに配布のとおり、議案第5号ほか23件が提出されております。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明のため町長ほか、関係者の出席を求めております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○和田議長

日程第4

議案第5号 令和2年度 池田町一般会計補正予算（第11号）

日程第5

議案第6号 令和2年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

日程第6

議案第7号 令和2年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第6号）

日程第7

議案第8号 令和2年度 池田町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日程第8

議案第9号 令和2年度 池田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9

議案第10号 令和2年度 池田町介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第10

議案第11号 令和2年度 池田町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

日程第11

議案第12号 令和3年度 池田町一般会計予算

日程第12

議案第13号 令和3年度 池田町国民健康保険特別会計予算

日程第13

議案第14号 令和3年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計予算

日程第14

議案第15号 令和3年度 池田町簡易水道特別会計予算

日程第15

議案第16号 令和2年度 池田町下水道事業特別会計予算

日程第16

議案第17号 令和3年度 池田町農業集落排水事業特別会計予算

日程第17

議案第18号 令和3年度 池田町介護保険特別会計予算

日程第18

議案第19号 令和3年度 池田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第19

議案第20号 池田町特定公共賃貸住宅等の効率的な管理を実施するための関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第20

議案第21号 池田町防災行政無線（同報系）無線局の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第21

議案第22号 池田町まちづくり自治委員会設置条例の一部改正について

日程第 2 2

議案第 2 3 号 池田町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 2 3

議案第 2 4 号 池田町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 2 4

議案第 2 5 号 池田町介護保険条例の一部改正について

日程第 2 5

議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の再指定について

日程第 2 6

議案第 2 7 号 辺地に係る総合整備計画の策定について

以上、23議案を一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

町長より施政方針並びに、提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

(議長 町長 杉本)

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

本日、池田町議会、令和3年3月定例会が開会され、令和3年度一般会計予算案をはじめ、23議案のご審議をいただくにあたり、施政の方針と共に閣議案の内容についてご説明申し上げます。

はじめに、弥生3月の半ばを迎えて、春の気配を感じる頃となりました。

議員各位には、ご多用の中を3月定例会ご出席頂き御礼申し上げます。

また、私事で恐縮に存じ上げますが、先般執り行われました町長改選選挙において、町民皆様の身に余るご支援ご厚情を賜り、改めて町政への重席を全うさせて頂くこととなりました。

ここに皆様のご支援ご厚情に厚く御礼申し上げますと共に、この上は志の

原点を忘ることなく、慎重、丁寧、かつ積極的に町政に臨んでまいる所存でございます。

引き続き、町議会をはじめ、町民皆様のご指導ご支援をお願い申し上げる次第でございます。

そして、新たな4年の任期に臨むに当たっては、池田町の可能性といえる、将来に役に立つと狙いを付けたものを成長へと導くよう、重点施策を柱に町政に取り組んで参りたいと考えております。

取り上げれば、新たな成長産業化を目指す部門として、木望の森100年プロジェクトの展開、農村農業振興計画の推進、そして観光村づくりの促進に取り組んで参りたいと考えております。

木望の森100年プロジェクトにつきましては、町土の92%におよぶ森林資源山林産業ではありますが、近年様々な要因から苦しく厳しい状況にあり、展望も暗いと、見捨てられがちとなっております。

ところが、最近の先進地や優良な林家、研究者などの取り組みや事業などから、林業山林産業の再興回生へ向けての可能性の指摘がなされています。

こうした背景と指摘から、町といたしましては先人諸先輩が汗を注ぎ育ててきた尽力の賜である山林の回生を目指し、100年の後も生きている山、活かされている木、人が集う森を合い言葉に、木望の森100年プロジェクトと題して各種事業に取り組みたいと考えております。

その事業につきましては、山づくりを改善する事業として、地形や利活用条件に基づいた山林の区分化、すぎ偏重の改善を図り針広混交林への構造改革の推進、仮称「未来間伐」と称した、三段階択抜事業の推進、路網密度の充実を図ると共に、施業、災害に強い道づくりの研究と実践、森林経営管理法に基づく森林管理の受託など、事業に取り組んで参りたいと考えております。

また、木材の多様な活用を図る事業としては、間伐材集荷事業の多角化、木質バイオマスの促進と提案モデル事業の実施、木工事業においては個性化を図るための商品デザインの実施、木材や加工品の教育的活用などに取り組んで参りたいと考えております。

また、森に親しむレクリエーション事業としては、山林や木材を利用した自然体験事業の推進と共に、都市農村交流事業の促進に取り組んで参りたいと考えております。

なお、これらの事業取り組みについては1期5年を計画実行期間として、5年毎に検証見直しを行って参りたいと考えております。

また、観光村づくり事業の促進については、今後2年、3年後の開通開業を目指し、鋭意事業の促進が図られている、冠山トンネル事業、北陸新幹線延伸事業、中部縦貫自動車道路事業、さらには板垣バイパストンネル事業に、白栗

バイパストンネル事業は、池田町にとって千載一遇の好機といえます。

この好機を将来に活かすのか、何もせず見逃すのか、今戦略政策の重要な岐路にいるといえます。

特に冠山トンネルが開通の折は、年間43万台の車両が通行するとの試算が出されています。

単純に1台に1人が乗車し、お一人千円の消費がいただけたとすれば、年間4億3,000万の額となります、池田町のこれまでの取り組みと実績に加え、確実に成果を得るべく農産物などの加工商品づくりから農業振興へ、また木望の森事業などとの連動化を進めて参りたい。

また自然体体験、農村文化体験プログラムなどを活かした、池田農村観光事業、都市農村交流事業を推進すると共に、現在取り組んでおります、志津原リゾート再開発事業にも精力的に取り組み、成果を獲得して参りたいと考えております。

次に、地域の人やもの、ことを活かした、子育て、教育、福祉の充実の部門におきましては、顔の見える小規模の利点を活かした、町民などとの共同参画を促進し、地道で暖かな教育、手作りの福祉の充実を図って参りたいと考えております。

中でも「脳べるプロジェクト」は、近年、県下最悪となっている介護認定率の低下に向けて、また小中学校の生徒における便秘者率の低減に向け、食育の推進と併せて、町民全体の健康増進に取り組んで参りたいと考えております。

また、育つ力を育てるとした、教育大綱基本理念の下で、池田町の人、文化、自然といった、地域ある財産を子ども達の成長過程に活かして行くべく、村で事業や村でキャンプ、村人先生事業などと共に、アクティブラーニング、主体的能動的な学びの支援を行って参りたいと考えております。

またさらに、ICT事業としての通信技術を使ったコミュニケーション、情報伝達技術の学びや、英語支援においての後方支援につきましても対応して参りたいと考えております。

継続することが活かされる部門におきましては、これまでの各種取り組みや事業検証する中から、継続は力となり得るものか、形や仕組みを変更改良すべきか、それとも不要か、といった町民の意見や実態を伺い、池田町生活応援事業各種の見直しにあたって参りたいと考えております。

中でも報告が延び延びとなっています、地方創生戦略「町民会議」の意見につきましては十分参考にしたいと考えております。

また同時に町民会議委員の方々については、引き続き仮称池田創生町民会議委員としてご就任をお願いし、町政への多角的多様な意見を求める場として設置したいと考えております。

次に、今後の各部門、各種の施策、事業に臨むに当たっての行政運営につきましては、これまでの先導方から、町民主体の活動や自治活動に寄り添う併走方、あるいは共働方、そして支援方へと転換していかなければと考えております。

行政のスリム化、施策の弾力化につきましても事業の外部発注化を積極的に検討すると共に、政策専門専従スタッフ、タスクホースの配置についても検討したいと考えております。

特に観光政策の充実、高度化を目指した政策立案につきましては、積極的な対応を図って参りたいと考えております。

次に、新庁舎新図書館建設計画の促進におきましては、木質バイオマス、熱利用計画と共に、職員の働き方改善や、町民などの利便性の向上案づくり、そして図書館の個性化と利用の多角化、機能の充実により所、頼りがいの情勢などとともに図書館運営事業の向上化などについて職員の検討チームが研究協議を重ね概ね方向性をつかむまでなって参りました。

これからは建設に向けた設計の技術的な専門性と共に、各種プランや技術の組み合わせなど統率管理能力が必要とのことから、次段階に進めるためアドバイザーの招へいと共に、基本構想案の作成に臨んで参りたいと考えております。

次に、国県の大きく強い支援とご尽力も下、事業の進捗を図られております、冠山トンネル工事、板垣トンネル工事、白栗トンネル工事につきましては着実な進捗と許容開始に向けて積極的に対応するとともに、良質な工事残土を利用しての土地改良事業におきましても受益農家や集落営農組合の経営改善、組織改善を含めた育成につながるようことに当たって参りたいと考えております。

また加えて、道づくり川づくり、防災としての予防保全事業等に積極的に臨んで参りたいと考えております。

次に、定住の促進を狙いとした町営住宅事業においては、これまでどちらかというと、町の中心的な場所に団地化する方策で設置して参りましたが、今後においては町内地域や集落における自治活性化への活動と交応する形での、町内分散型町営住宅への建設へと切り替えていかなくてはいけないかと考えております。

これは町内的一部集落において、子や孫へのUターンを促したいとの意向とともに地域活動を通じながらの世代の育成や、お祭りなどの活気づくりに活かしたいとの意向があることから、その活動に貢献するよう対応出来ればと考えております。

以上新たな任期に臨むにあたっての施政の方針について申し上げました。

次に令和3年度の主要な施政について申し上げます。

まず策定以来4年目を迎えます、農村農業振興プランにつきましては、検証振り返りの年度となっていることから、7月を目途に仮称振り返り検証委員会

を設置し作業に当たりたいと考えております。

前回の策定委員を中心に取り組んで参りたいと考えております。

次に、2月の臨時会においてご決議をいただきました、30%プレミアム付き地域応援券の販売につきましては、この4月から町の駅こってコテいけだにおいて販売いたします。

1万円において1万3,000円分の地域応援券がお求めいただけるものであります、コロナ禍に対する町内経済の支援に資するため、町民皆様の幅広いご活用をお願いする次第であります。

また本日、議案としてもご提案致しておりますが、町営住宅に対する管理業務につきましては外部発注化について検討したいと考えております、料金の徴収や建物管理、入居者からの相談事項など専門技術を有した型の支援を頂きより良い管理体制して参りたいと考えております。

また、町内分散型町営住宅の建設促進につきましては、水海集落におけるここ数年来の集落活性化へ向けた自治議論や活動を支援するため、建設に向け事業化を図ってまいりたいと考えております。

また、木望の森事業におきましては、町有林などを活用したモデル展示林の整備に向けて、計画作りと事業実施に取り組んで参りたいと考えております。

以上、施政の方針と致しましたが、健全財政の堅持を第一として誠実に事に当たって参る所存であります。

町議会を始め町民皆様のご指導ご支援をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、本日ご提案致しました、各議案の概要についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第5号、令和2年度、池田町一般会計補正予算、第11号につきましては、この度197万円を追加し、予算の総額を41億3,436万9千円と致すものでございます。

その主な内容は、事業の実績に合わせ、不要額の減額補正を行う他、観光施設整備基金、及び庁舎建設基金に、それぞれ4,500万円を積み立てることと致しました。

これらの財源といたしましては、7款、地方交付税で5,608万6千円の増額を、11款、国庫支出金においては、1,087万6千円の減額を、15款、繰入金では、4,989万8千円の減額を、16款、繰越金においては、4,810万3千円の増額を、18款、町債では、2,195万円の減額等によって調整したものでございます。

また、翌年度に繰越す、繰越明許費につきましては、1億7,898万8千円を、計上いたしました。

次に、議案第6号、令和2年度池田町国民健康保険、特別会計補正予算、第6号につきましては、この度、4,860万7千円を減額し、予算の総額を、2億8,642万円と致すものであります、その内容は、療養給付費等の減額等によるものであります。

次に、議案第7号、令和2年度池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算、第6号につきましては、予算の総額に変更はなく、医療用機械器具費の財源更正を行うものであります。

次に、議案第8号、令和2年度池田町簡易水道、特別会計補正予算、第3号につきましては、この度326万2千円を追加し、予算の総額を、2億4,850万7千円と致すものであります、その内容は消費税還付金の基金積み立てによるものであります。

次に、議案第9号、令和2年度池田町下水道事業特別会計補正予算、第3号につきましては、この度234万2千円を減額し、予算の総額を1億8,506万5千円と致すものであります、その内容は、消費税納税額の減額によるものであります。

次に、議案第10号、令和2年度池田町介護保険特別会計補正予算、第5号につきましては、この度485万円を減額し、予算の総額を4億2,731万4千円と致すものであります、その内容は事業実績に伴う保険給付費の精算によるものであります。

次に、議案第11号、令和2年度池田町後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号につきましては、この度376万3千円を追加し、予算の総額を4,806万3千円と致すものであります、その内容は、保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増額によるものであります。

次に、議案第12号、令和3年度池田町一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額を、30億6,630万円と定めご提案致したものであります。令和2年度当初予算と比べ、1億8,080万円の減、率にして5.6%の減となっております。

まず、2款、総務費におきましては、国のデジタル庁開設に伴い行政のデジタル化の動きがより活発になることが予想されることから、町民に質の高いサービスの提供と、職員の働き方改革に向け、行政手続きのデジタル化、ペーパーレス化に取組む経費として、1項、総務管理費、1目、一般管理費に、209万円を、4目、財産管理費に、213万9千円を計上致しました。

9目、防災諸費におきましては、総合的な防災、危機管理体制の整備充実を図るため、総合防災計画作成に、1,292万5千円を、防災ハザードマップ作成に877万8千円を計上致しました。

14目、地域交通対策費におきましては、町民協働で運行する「マイバス事業」の経費として760万4千円を計上致しました。

15目、庁舎建設事業費におきましては、新庁舎・図書館建設事業の推進に向け、基本構想等の作成支援経費1,017万6千円を計上致しました。

また、3款、民生費におきましては、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費において、高齢者の方などの「お出かけ支援ふくタク事業」に260万3千円を計上致しました。

2項、児童福祉費、6目、子育て家庭支援費においては、「ようこそ赤ちゃん事業」「ママがんばる手当」等に、1,412万2千円を計上致しました。

次に、4款、衛生費におきましては、1項、保健衛生費、3目、保健事業費において、「脳べるプロジェクト」の実践経費として、217万3千円を計上致しました。

また、6款、農林水産業費、1項、農業費、7目、農地費においては、中部地区、清水谷地区の、ほ場整備事業に、1億2,263万6千円を計上致しました。

19目、有害鳥獣対策費においては、1,617万円を計上致しました。

2項、林業費におきましては、10目、森林・木材利活用費において、木の商品化や事業化に向けて1,760万4千円を、また11目、森林エネルギー事業費において、木質バイオマスエネルギーの研究に、50万円を計上致しました。

また、7款、商工観光費におきましては、1項、商工費、3目、定住促進事業費において、集落分散型の町営住宅の建設に向け、土地の取得費1,412万9千円を計上いたしました。

2項、観光費、2目、観光開発費においては、志津原地区ファミリーリゾートの再開発に向け、用地の購入や整備区域の設計等に6,058万7千円を計上致しました。

また、8款、土木費におきましては、2目、道路維持費において、除雪等の経費、5,611万5千円を、3目、道路新設改良費において、町道の整備に、393万5千円を、4目、橋梁維持費においては、橋梁の修繕に2,500万円を計上致しました。

次に、10款、教育費におきましては、1項、教育総務費、2目、事務局費において、アクティブラーニングの支援経費として、53万7千円を計上いたしました。

5項、社会教育費、9目、能楽文化振興費においては、能楽交流鑑賞会の開催経費、452万7千円を計上致しました。

6項、保健体育費、1目、保健体育総務費においては能楽の里池田マラソン

の大会経費として195万1千円を計上いたしました。

今回のマラソン大会には、新たに、車いすの部を設けることと致しました。競技スポーツとしての車いすマラソンの魅力に触れていただくとともに、障害をお持ちの方の、スポーツを通じた社会参加についての理解が深まるものと考えております。

8項、認定こども園費、4目、子ども園費においては、こども園の安全管理、衛生管理の向上に向け、園庭で使用する道具や遊具を保管するための倉庫の整備に230万2千円を計上致しました。

以上、これらの主な財源と致しましては、1款、町税で2億4,844万5千円、7款、地方交付税で17億7,440万円を、11款、国庫支出金で1億2,228万9千円、12款、県支出金で、3億1,206万4千円、16款、繰越金で9,300万円、18款、町債で2億4,820万円、などをもって措置致したところでございます。

次に、議案第13号から第19号までの、各特別会計予算につきましては、総額で15億2,570万円と定めご提案致しました。

簡易水道特別会計におきましては、水道施設の老朽化修繕や、配管の更新等を行うため、総額で3億660万円を計上いたしました。

各会計とも、健全性を保ちながら事業の目的を果たしてまいりたいと考えております。

次に、議案第20号、池田町特定公共賃貸住宅等の効率的な管理を実施するための、関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、町営住宅の入居、退去に関する事務等の合理化を図るため、民間の不動産業者等に指定管理ができるよう、関係する条例を一括して改正するものであります。

次に、議案第21号、池田町防災行政無線局の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、町の防災行政無線設備をアナログ式からデジタル式へ切り替えたことに伴い、運営方法を一部変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号、池田町まちづくり自治委員会設置条例の一部改正につきましては、ふるさと納税寄附者のうち、まちづくり自治委員を希望する方が、定数に対し不足する場合でも、まちづくり自治制度の運営が適正に図られるよう条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第23号、池田町国民健康保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウィルス感染症の、法的位置付けが変更されたことに伴い、所要の見直しを行うものであります。

次に、議案第24号、池田町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険財政を安定的に運営する目的から、令和3年度の国民保険税の税

率の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号、池田町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険事業に要する費用の額から、65歳以上の方に納めていただく額を算定した結果、令和3年度から令和5年度までの介護保険料について、保険料率の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号、公の施設の指定管理者の再指定につきましては、事業期間が3月31日をもって満了する、11施設の指定管理について指定期間を変更するものであります。

次に、議案第27号、辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、「ツリーピクニックアドベンチャーいけだ」の拡張整備、並びに「志津原地区リゾート」の再整備実施に向けて財政上の特例措置を受けるため、整備計画を策定するものであります。

以上、本日ご提案致しました、議案の概略についてご説明申し上げました。何卒、十分、ご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○和田議長

日程第27

議案第28号 副町長の選任につき同意を求めることがありますを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

○事務局長

(議長 事務局長 中村)

○和田議長

事務局長 中村君

○事務局長

議案第28号

副町長の選任につき同意を求めることがありますについて

池田町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規程により議会の同意を求める。

氏名 溝口 淳

令和3年3月9日提出 町長名であります。以上でございます。

○和田議長

本案につきましては、副町長 溝口淳君の一身上に関する案件であり、退席を求めます。

(溝口副町長退席)

○和田議長

町長より提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

(町長 杉本)

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

ただ今上程されました、議案第28号 副町長の選任につき同意を求める  
ことにつきましては、この3月16日をもって任期満了を迎える、現副町長の溝口淳氏を再任したく、地方自治法の規定に基づき議会の同意を求める  
ものでございます。

溝口副町長は、豊國の農村づくりに向け、町の各種のプロジェクトは元より、行政の各般にわたり熱心な姿勢とともに多様な指導力、多大な尽力をいたしております、本庁の副町長として適任者と存じ、議会の同意をお願い致すものでございます。

何卒どうぞご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○和田議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます  
それでは、議案第28号について採決します。お諮りします。

議案第28号について、原案のとおり同意することに、賛成の諸君は起立を願います。ありがとうございました。

全員起立です。よって、議案第28号は原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

(溝口副町長入場)

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、副町長に選任されました、池田町池田第11号3番地15 溝口 淳君が議場におります。

副町長に任命することに同意いたしましたので告知します。

副町長 溝口 淳君から発言が求められていますのでこれを許します。

○溝口副町長

(議長 副町長 溝口)

○和田議長

副町長 溝口君

○溝口副町長

ただ今は、私の副町長の選任議案につきまして、議員皆様のご同意を賜りましたこと心よりお礼申し上げますとともに、この場を借りて一言ご挨拶申し上げます。

私は、職員として約20年間、副町長として4年間、池田町役場の職員として奉職して参りました。

その間、議員各位そして町民の皆様、さらには職員の皆様に様々なことを教えて頂きながら勤めて参りました。

小規模な自治体の強み、魅力であるやりがいにあふれた仕事に携わることが出来たことは誠に光栄で有り、多くの方々に支えていただいたことにつきましてここで改めて深く感謝申し上げたいと思います。

そしてこの度、再度副町長という重席を賜りましたことは私にとって大きな名誉でありますと共に、地方創生を目指して町全体が動いていく現況に鑑みますと、その責任は大変重いものであると受け止めております。

冠山トンネルや板垣バイパスなどの社会資本整備が大きく進む中で、コロナ禍の後に来る新しい社会の変化を考えますと、今後の社会情勢は大きく変化すると思います、その中で、33個の集落からなる池田町という地域社会をどのように運営していくのかが大きな課題となっていると考えます。

とりわけ地方自治をめぐっては、自治、互助、連携と杉本町長が述べておられる地域づくりの新たな段階に進むことが求められると考えます。

一方、行政が担う範囲は少し小さくなるかも知れません。

逆に行政としての、中身の高度化が求められます。

池田町役場も適応し成長することが期待されると感じられます。

そこでは私を含めた職員がそれぞれ持っている公務員としての原点、池田

町の地域づくりに関わろうとした初心を皆が見つめ直し、内部の連携、外との連携を構築することを通じ、地域から信頼される役場づくりを実現することが重要であると思います。

この重要な局面において、町政を担われる杉本町長を支え職員の皆さん之力を引き出し、使命を果たす副町長となれるよう全力を尽くしたいと考えておりますので議員各位のご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げて就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(議場より 拍手)

○和田議長

日程第28 一般質問を行います。

これより、通告順により、発言を許します。

最初の質問者 宇野 一正 君

○宇野一正議員

(議長、宇野)

○和田議長

宇野 一正 君

○宇野一正議員

今年は3年ぶりの大雪に見舞われ、年末から続いた雪で各家庭では道路の除雪や雪降ろしで正月を送られたことだと思います。

そんな中、この冬に雪降ろし作業で救急搬送された方が5人、その中で3人が80歳以上の方でした、その他にも腰や肩を痛めた方もいると思われます。

池田の家は大きな家が多く、屋根の雪降ろしや除雪は大変危険が伴い、特に高齢者には重労働な作業であります。

高齢者だけでお住まいの方は、屋根の雪降ろしや雪すかしの費用も多く掛かり大きな負担にもなります。

そこで高齢者の方が事業者等に依頼した場合、申告制にして事業者に補助金が支払われるようには出来ないでしょうか。

またボランティア的にされる方も多くおられます、地域の方に支払う時にはお助け券などあると頼みやすいのでは、と考えます。

今年の冬は、大雪になるかわかりませんが、地域の助け合い券など考えて

みてはどうでしょうか。

また大雪にも関わらず、町内の道路は他の市町から羨むほどのほどの除雪の良さで、一町民としても感謝しております。

幹線道路の寺島から藪田までは融雪装置が設置されていますが、降雪が続くと融雪装置の取り入れ口に雪が詰まり、装置が止まってしまいます。

すると道路に轍ができ車同士のすれ違いが出来なくなる、出来にくくなる、また人も歩きにくくなってしまいます。

今では降雪が続くと、お祭り広場の用水が浅く曲折しているために雪が詰まり水が溢れます。

そのため用水の門を開けて足羽川に流しています、またその用水に水を流さないために用水路に雪が積もる、という悪循環が起きて周辺の住宅は水浸しとなってしまいます。

この用水は稻荷、藪田の防火用水であり大変重要な用水ですので止めることは出来ません。

解決方法としては西谷呉服屋さんの前からスノーセットまで、道路にしたがって用水に蓋をする、水路に除雪した雪、降った雪が入らず、詰まるこではないと思います。

同時に稻荷橋の近くには地下水が豊富にあると思います、地下水を利用している魚見や西角間では消雪効果がありますので、寺島から藪田までの地下水を使用出来るよう、県土木事務所に働きかけていただきたい。

これより、雪が降る度に寺島、稻荷、藪田の区民が何十年も悩まされている道路状況が改善されると思います。

次に池田町のトイレについて、2月の末に町内の道路沿いにある公衆トイレを廻ってみましたら、使用出来ないトイレが多くありました。

新保スキーホール併設トイレは、スキーホール閉鎖の為に除雪もしていないので使用出来ませんでした、魚見、新保周辺からだと稻荷の町の駅、農林公社、バス停まで来なければなりません、これらは冬でも使用可能でした、志津原、堀口家、農村公園、青年の家、旧水海分校等の除雪もされて無く利用は出来ませんでした、また鍵も壊れている所もありました。

これらはおそらく冬期間閉鎖されるものだと思いますが、池田町の除雪は大変良く、近年町外からの冬での池田町を楽しみに来られる方が多くおられます、せっかく自然一杯の池田に来て、トイレが使えないとなるとショックです、せめて使用出来るトイレの案内板を作つて欲しいです。

また、特に印象に残ったのは、洋式トイレが少ないと感じます、和式の良さ、洋式の良さそれぞれあると思いますが、時代のニーズに合わせて洋式トイレを増やしていただきたいと考えます。

池田町観光村づくりの計画の中でも謳っているように、観光の目玉の一つとして魅力あるトイレを作ってもらいたいです、以上です。

○高橋企画幹

(議長、企画幹 高橋)

○和田議長

企画幹 高橋君

○企画幹

公衆トイレに関するご質問にお答えいたします。

冬季も利用可能なトイレは、こってコテいけだ、農村 d e 合宿キャンプセンター、冠荘、そばの郷池田屋、ツリーピクニックアドベンチャーいけだ、わいわいドームなどがあり、主要な観光施設などにおいて、現段階では十分な数と洋式トイレを確保していると考えております。

今後につきまして、志津原エリアの再開発において、新たな観光拠点施設の整備とあわせてトイレも整備して参りたいと考えております。

なお、観光客向けのトイレについては公共施設での整備のみならず、民間施設において利用しやすい環境を整えることも大切ではないかと考えております。

以上、宇野一正議員の質問にお答えさせていただきます。

○総務財政課長

(議長 総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川

○総務財政課長

私より、宇野議員ご質問の屋根雪下ろし支援についてお答え致します。

屋根雪下ろしを事業者等に依頼した場合に、補助金を交付するとなると、いくつかの課題があると考えます。

まず1点目は、補助の適用範囲はどうするのか、非課税世帯なのか、一人暮らしなのか、その場合でも近くに家族がいる場合はどうするのか。

2点目は、事業者以外の方、例えばご近所の方等に依頼した場合はどうするのか。

3点目は、屋根融雪を設置している家庭の燃料代は補助対象にならないのか。

4点目は、補助が出るとなると安易に事業者に依頼してしまい、事業者の手が回らなくなるのではないか。

このような問題が生じる可能性がありますので、補助制度を整備するには十分な検討が必要と考えます。

また、地域お助け券については、どのような仕組みがよいのか、今のところまだかわかりませんが、集落や地域が主体となりまして除雪助け合いチークを編成し、地域福祉や地域防災に取り組む活動を行うのであれば、町の地域自治再興交付金等の活用も可能と考えております。

以上、宇野議員のご質問のお答えといたします。

○町土整備課長

(議長、町土整備課長 山崎)

○和田議長

町土整備課長 山崎君

○町土整備課長

宇野一正議員の、国道476号寺島藪田間の消雪水源の地下水に転換へのご質問についてお答えいたします。

池田町といたしましては、稲荷、藪田区からの要望もあり福井県に対し、集落内の通行困難や取水口周辺の道路浸水状況を説明し、水源の地下水等への転換を過去に要望したところです。

稲荷橋周辺における、水源調査および検討の結果によりますと、地下水は存在しますが、水を通しやすい砂礫層は4m程度しかないため、仮に直径3mの井戸で揚水した場合でも、1日当たり550ton、毎分0.38ton程度と、寺島藪田間の散水に必要水量、毎分約4.5tonの1/10以下しか確保しか出来ないこと、また他の井戸への影響が大きいことが予測され、地下水等への転換は困難との結果でありました。

このため、県が稲荷用水からの取水口の一部改造や、ポンプの更新を行つたところです。

今後も県に対し、取水口の雪や木の枝等で閉塞しにくい構造への改良、設備の検討を要請して参りたいと考えております。

以上宇野一正議員へのお答えといたします。

○和田議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、宇野一正君よろしいでしょうか。

○宇野一正議員

(議長 宇野)

○和田議長

宇野一正君

○宇野一正議員

菅生の元学校の所、トイレ使えるよ、場所というか看板ぐらい使用出来る  
という看板とかそういうものぐらいは設置していただきたいなと思います。

そして融雪ですけれど、角間は川と地下水を混ぜ併せて消雪しているんで  
すけど、そういうことも考えられれば考えていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○企画幹

(議長 企画幹 高橋)

○企画幹

ただ今、トイレの利用についてわかるようにしてほしいという趣旨の事だ  
と思いますけれど、入り口に張り紙等をするなどの対応はさせて頂きたいと  
思います、以上です。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して、宇野一正君よろしいでしょうか。

○宇野一正議員

はい、ありがとうございます。

○和田議長

次の質問者に移ります。次の質問者 宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

(議長、宇野邦弘)

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

宇野邦弘でございます、大きく5点にわたって質問します。

第1点目、電源開発株式会社が進めている風力発電計画についてです、昨年12月議会でも私、質問致しました。

その時は大野市の銀杏峰から部子山にかけての尾根筋に高さ150mもの風車を23基も設置するという巨大なウインドファーム計画、あまりにも環境に対する負荷が大きすぎるのでは、こう町長に見解を求めました。

町長は「町としては法と手続きに従って肅々と対応しているところ」「現段階では私の所見を述べる状況ではないので、私の所見は差し控えさせていただきたい」と答弁されました。

私も知らなかつたのですが、既に昨年、11月時点でこの計画そのものが大野市サイドは住民の反対の運動などもあって、調査も含めて一旦、停止といいますか、休止といいますか、いうふうになっていたそうであります。

ですから、残るは池田の部子山の尾根筋に12ないし13基の巨大風車建設の調査ということになっています。

池田町サイドでは引き続き、環境影響調査が進められました。

私は環境省や福井県知事の意見書について、12月議会で触れましたけれど、いずれも「環境に対する影響が大きい、場合によっては規模縮小を」と述べています。

また、福井県知事の意見書では、「関係自治体、住民の意見を十分聞いて」としています。

町として、昨年12月議会の答弁以降、具体的に水海地区の説明会の中身や町民の意見、その後把握したのですか、お聞きいたします。

池田の自然、人工物のない、里山、山里、こうした環境に魅せられて観光客や移住者もきているのではないかでしょうか、こうした素晴らしい池田の景観を守る、そういう点でも、池田町でも早く景観条例の制定、そのことも求められています。

景観条例の制定についての考え方を合わせてお聞きしたいと思います。

2点目、古民家改修補助金制度の引き続きの継続を求める点です。

景観を汚すという点では、朽ちた空き家が数多く放置されていることも残念です。

空き家対策で、お聞きします。

まず、危険な強制代執行対象の空き家、空き工場の実態を町はどのように把握していますか。

取り壊ししかない空き家の所有者への撤去要請なども具体的に進めているのでしょうか。

一方まだ十分住める空き家について、お聞きします。

暮らSASELで把握しているといいますか、登録している空き家は何件あるのでしょうか。

また、登録以外にも多くの空き家が存在します、修繕や改修すれば使用可能な空き家はどれくらいあると把握しているのですか、お聞き致したいと思います。

私も、「どこか貸してもらえる家はないか」こういう相談に乗ってきました、この中で、「借りてもらえるのはありがたい、しかし屋根や柱は大丈夫だけども、あまりのもの部屋が汚れ過ぎている」、ある方は「古民家改修の補助金があるんじゃないのか」、こう思って調べたけれど、もうなんかなくす、無くなっていると、こういうふうに直接私もそういう家主の声も聞きました。

ですから「古民家等再生改修補助事業」これはやっぱり引き続き役に立つ有効な制度だと思います。

2年前この事業について私、質問致しました。

空き家の有効活用でも貴重な事業で有り、2020年までとなっているが引き続き継続をと問いました。

当時の総務政策課長の答弁では「古民家再生事業は平成29年度までの3年間で8件、必要な改善もして継続したい」こう答弁していたんです。

昨日、地方創生町民会議がまとめた、杉本町長に対する提言書「池田町地方創生戦略町民会議」池田町地方創生総合戦略改定に向けた施策の方向に関する提案、令和3年2月付けの文章を頂きました、改めてこれ読んでみると、住宅補助は他市町と比べても高額であり、メニューにより補助額の差も大きいので、補助金の整理が必要、とふれています、他市町とは補助額が多いのはいいことじゃないでしょうか。

お聞きいたします、この制度ができてから今日まで、何件の申請があり、おおよそ、どれくらいの補助額になりましたか。なぜ2年前の課長答弁でいう改善でなくて廃止となるのですか、申請がなかったからでしょうか、この制度の復活を求めて、次の質間に移ります。

3点目、学校給食費の無料化、再度求めたいと思います。

来年度予算でも小中学生の学校給食費は月当たり小学生3,800円、中学生4,200円、求めることになっています。

今、全国で義務教育は無償であり、給食は食育教育の一環だ、こういう視点で無料にする自治体が増えています。

古い調査でありますけれど、文科省の調査でも2017年時点では6自治

体が完全無料化です。

県内ではすでに永平寺町がやっています、一昨日当選された越前町の新町長になる方、公約の中で、学校給食の無償化、掲げておられます。

鯖江市では、来年度予算では半額にする、コロナ対策もあって、という提案が3月議会で出されているそうです。

学校給食法第16条は確かに、学校給食に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に関する経費のうち、食材費は給食を受ける児童生徒の保護者の負担とする」と規定はしています、同時に給食費の負担の軽減について、文科省は、「義務教育設置者」まあ町ですね、「義務教育設置者の判断により保護者の負担の軽減を図ることは可能」との見解を示しています。

大体、池田町で無償化のためにいくら必要なのか、700万円前後あればできる額ではないでしょうか。

なぜ無料化に踏み切ろうかとしないのか、以前の答弁で杉本町長は「なんでも無料にすればいいとは思っていない」と答えていますがなぜでしょうか、お聞きします。

大きな4点目、中堅の役場職員の退職が相ついでいます、原因はどこにあると考えていますか。

昨年度も何人の職員が中途で辞めています、原因はいろいろあるでしょうし、職業選択は自由です、しかしあまりにも多いのではないでしょうか。

今年度、退職前に、中途退職、3月末も含めて何人おられるのでしょうか。職員が年度途中にやめることなどで業務の支障は出でていませんか。

例えば、農村政策課が扱っている有害鳥獣対策の補助申請業務、駆除額の給付、これなど遅れているという声も聞いております、事実でしょうか。

これらは職員減による業務の支障、住民サービスの低下の現れではないでしょうか。

3年前、これも私、役場職員の働き方改革の問題で質問しました、この時の総務政策課長は「残業と休日出勤合わせて月80時間以上の職員が7名いる」と答えました。

月80時間以上とは過労死ラインです。

その後も相変わらず、残業が多過ぎるのではないかでしょうか。

公務労働者は、全体として本当に頑張っていると思います、役場は住民サービスの機関でもあります、そこで働く職員はですから町民全体の奉仕者です、同時に民間企業と同じく労働者でもあります、これらの職員が気持ちよく、町民のために働ける職場環境作り、理事者はどういう努力していますか、注意を払ってますか、お聞きいたしたいと思います。

最期に、災害に強い町づくり、先ほどの町長施政方針の中でも触れました、

洪水サードマップ、池田町ではまだありません、早急にどういう日程で作つて行くのかお聞き致したいと思います。

防災の関係で地震の問題も1点最後に質問いたします。

今日も東北の方での震度4地震、報道されていますけれども、日本列島、今、地震活動期といわれています。

この時に、福井高専の岡本拓夫教授という県内唯一の地震の基礎研究の方がおられます。

この先生の研究室が、鯖江の西山公園、福井市の河合小学校と、池田町谷口の個人敷地に、地震計あわせて3か所に設置していました。

先生が、今年3月に退官されます、退官し研究室も地震計をもう扱えなくなる。

西山公園のは鯖江市が、河合小学校の分は小学校、教育委員会かも知れませんが小学校として今後活用する、そこのアドバイザーとしては、高専は退官するけれども岡本先生が関わる、いうそうです。

池田町の地震計については、昨年11月に撤去されました、もうありません。

私、岡本先生ともお会いしました、「断腸の思い」でこの地震計撤去をしたんだ、高専の先生という立場から直接池田町に公式な話をしたわけでないですけれども、副町長に教え子であるある方が打診している、是非池田町で有効活用出来ないか、しかしそれは結局そういう話でおしまいと、というのが現状だそうあります。

先生は退官され、研究費は出なくなりますけれど、この岡本先生は県内の防災、地震関係の学校教育アドバイザーとして残った2カ所のモニタリングや維持管理、援助者として活動されるということです。

たとえばこの地震計によって、2004年10月5日、この池田町付近で発生したマグニチュード4.8の地震について、こういう研究論文なども、この高専研究室で岡本先生を中心に出されています。

洪水ハザードマップ、地震が、今なおこの池田町で制定されていないという点を見ても、それからこれも今議会で出されたけれども、志津原再開発計画での2期工事で冠荘を、そば道場の横の、割谷川と足羽川との合流津点の低い所に移転するんだという、2期工事の図案が今議会でも提案されましたけれども、やっぱりこうした防災意識の弱さ、遅れそういうことから、そんな所に冠荘を移転するような計画も何の躊躇もなく出されてくる、こういうことを是非改めて、抜本的な防災対策に転換するよう求めて、私の一般質問といたします、ありがとうございました。

○企画幹

(議長 企画幹 高橋)

○和田議長

企画幹 高橋君

○企画幹

私がから、風力発電に関するご質問のうち景観条例の策定についてお答えいたします。

令和2年3月議会でもお答えしたとおり、美しい農村風景は、町民の皆様の農山村における営みによって育まれるものである、と考えております。

条例がなければ育むことができない、あるいは条例によって規制・強制することによって育まれるものではない、と考えております。

また、風力発電事業を狙い撃ちするかのように、行政が景観条例を策定することは、適切ではないと考えております。

「美しい農村風景を子供や孫の世代まで継承したい」という、町民みなさまの意識や運動が高まりましたら、その後押しができるような景観条例を検討できればと考えております。

以上、宇野邦弘議員の質問にお答えいたします。

○木望の森づくり課長

(議長 木望の森づくり課長 長谷川)

○和田議長

木望の森づくり課長 長谷川君

○木望の森づくり課長

私は、宇野議員の風力発電関係の1点目の、大野市銀杏峰の計画状況、2点目の住民意見の把握についてお答え致します。

1点目の、大野市銀杏峰の風力発電計画の中止となっているということだがそれは事実か、把握しているのかのご質問でございます。

令和3年1月に、電源開発株式会社より送付された、環境評価方法書により、大野市銀杏峰山頂付近が風力発電機器設置想定範囲から除外されているは確認しております。

次に2点目の、住民意見はその後把握しているかのご質問です。

令和3年1月31日に文化交流会館で行われた、住民説明会に参加しましたが一般住民の参加は見られませんでした。

また、計画段階環境配慮書 段階での意見については、池田町民からは不明であります。施設設置に伴う健康被害、動植物に対する影響については専門家の助言、指導を受けること、自然災害、地下水の変化の適正な調査の実施を望む意見が出されています。

今後は報告書における、一般意見を電源開発株式会社がとりまとめ、意見概要が県知事と池田町に送付され、県知事からの照会を受けて池田町の意見を県知事に提出することになっています。

以上で、宇野邦弘議員へのお答えといたします。

○総務財政課長

(議長 総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

私より、宇野議員の住宅関係のご質問、空き家および暮LASSELについてお答えいたします。

まず、空き家についてですが、空き家の戸数については、消防署と一緒に調査を実施しております。

昨年の調査結果では、80件が空き家となっており、その中で極度に状態の悪い家屋は11件となっています。

その中でも、倒壊の恐れが高い家屋について、解体・撤去を促すことはございます。

また現在、集落の方が自主的に危険家屋について、所有者と相談しながら、費用の捻出など、撤去にむけた取組みを実施しているところもございます。このような自主的な取組みは注目しております。

次に、暮LASSELの空き家の登録件数は現在4件となっております。

消防署の調査によれば、外観上、傷みがほとんど認められない空き家は48件となっています。

内部の調査は実施しておりませんが、これらが利用可能な空き家だと考えられます。

以上、宇野議員のご質問のお答えといたします。

○町土整備課長

(議長 町土整備課長 山崎)

○和田議長

町土整備課長 山崎君

○町土整備課長

宇野邦弘議員の、古民家等再生支援事業のご質問についてお答えいたします。

まず現在までの古民家等再生支援事業の補助実績でございますが、平成27年度から令和2年度までの6年間におきまして、合計10件、15,036千円の補助を行っております。

また本事業を取りやめるのとかのご質問ですが、現在地方創生町民会議での、事業の意図は理解できるが、補助額が高額すぎる、補助金の整理が必要との意見を基に見直し作業を行っている最中であります。

以上宇野邦弘議員へのお答えといたします。

○教育委員会事務局長

(議長 教育委員会事務局長 飯田)

○和田議長

教育委員会事務局長 飯田君

○教育委員会事務局長

宇野邦弘議員のご質問にお答え致します。

学校給食は無償化にすべきと考えるがその必要額はどれ位か、とのご質問でございます。

まず、給食費については受益者負担が原則で有り、引き続き利用者に大部分のご負担をお願いしたいと考えております。

無償化に必要な額は、とのご質問ですので、ご提案している令和3年度予算で申しますと、給食センタの運営に係る全体の経費として、施設管理や人件費も含めて2,951万3千円を計上しております。

その内、給食材料費は小中学校併せて954万9千円でありますが、保護者に負担して頂く額は524万7千円であります。

また教職員等が負担する額は127万4千円であります。

これは小学校が月額3,800円、中学校が月額4,200円の給食費で、夏休みの8月を除いた11ヶ月分の合計額であります。

なお経済的援助が必要なご家庭につきましては、就学援助費として給食費

についても支援をしているところであります。

以上、宇野議員のご質問にお答えしました。

○総務財政課長

(議長 総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

役場職員の中途退職の状況等についてお答えいたします。

今年度の中途退職者は3名です。

中途の退職に関しては、様々な事情があるかと推察されますが、自分と向き合い、進むべき方向を定め、そこへ向かっていかれるのだと思いますので、応援していきたいと考えております。

また、年度途中で退職者がいれば、当然、他の職員に負担をかけることになります。

そのため、その都度、業務の優先順位や分担の見直しを行います。

また、時期的に業務が集中し、職員不足が顕著になるようであれば、以前の担当者の力を借りるなど、組織全体で対応しております。

いずれの状況でも、献身的に対応されている職員には感謝しております。

次に、職員がいきいきと働く職場の環境整備についてですが、いきいきと働くには、職員の能力を伸ばし発揮できること。

ワークライフバランスを実現できること、が大切だと考えております。

職員の能力を伸ばすための人材育成については、職員が望む研修を自由に受けられるようにしております。

直接業務と関わらない研修であっても、将来のキャリア形成に向けた支援として認めております。

ワークライフバランスのとれた職場環境づくりについては、各課や職場で業務改善に日々取り組んでおります。

今年度は、職員の机に退庁時間等を示すカードを取り付けることにより、残業時間の削減や、時差出勤、有給休暇が取りやすい環境づくり、そのような事も進めております。

引き続きまして、災害に強い町づくりということで、洪水ハザードマップ作成についてなんんですけど、町長の提案理由の説明にもあったとおり、令和3年度の予算に計上しております。

洪水、土砂災害を合わせたものを考えております。

以上、宇野議員のご質問のお答えといたします。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいですか。

○宇野邦弘議員

(はい 宇野邦弘)

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

学校給食費問題ですが、954万が給食費、無償にした場合必要だというふうに捉えていいのですか。

全国的にもね、学校給食無償化を進めているのは小さな市町が多いです。

同時に、私も先ほど触れました食育教育、またコロナ禍の下での援助という視点で、4月から大きな町でも学校無償化ってのを具体的に進めるという自治体が生まれています。

これは他の県の話ですが、豊橋市、4月から小学校無償化のために7億6,613万盛ったということです。

こういう大きな所でも踏み込んでいるわけですので、是非今後検討して頂きたいという点です。

それから、古民家再生の補助の問題で、もう既に今年度で止めて来年度予算に盛り込んでいないんですね、そこをもう一回お聞きしたいと思います、是非復活していただきたいなと思います。

あと地震計の問題についてはコメントありませんか、以上

○溝口副町長

(議長 副町長溝口)

○和田議長

副町長 溝口君

○溝口副町長

ただ今、宇野議員の方からありました地震計につきまして、お答えできる

範囲でお答え致しますと、まず詳しい事情というのは聞いておりません、地震計があるらしいという話だけ聞いており、池田町では活用が難しいと、知人にコメントをしたということなので、今おっしゃるようなご事情だということであれば、高専の方からそういうのあるんだといって頂ければ良かったのじやないかと思うんですが、その様な把握をしておりませんでした。

2つ目は、実際、民地にあるということは、これを役場で管理するというのは現実難しかろう、もう一つは、この地震計があったデータを使ってどうするかという我々の内部の職員の業務を増やすという点にもあるのではないかと思いますので、いずれにしても本件、お申し出があったとしても難しかったのではないかと思います。

併せまして、正にいい事例なのでお答えさせていただくと、自治連携というときに実は、町民の皆さんからもいい提案をいただくことはございますが、正に例えば、今の地震計を担当者誰々が管理をする係になるというふうになって、実はそういう仕事が行政の中で少しずつ積み上がっております。

従いまして、働き方、時間の問題がございますが、これからは森川課長の答弁を補足しますけれど、2つの方法があると思います。

1つは、職員にやはりある仕事の中で、業務そのものをやらないというか、優先度を見直していくという事が必要です。

全て引き受けるということはこれからは難しい、蓄積していくとやはり職員にとって小さい仕事だといっても、大きなものになると時間をかかるということになる。

ここを考えないといけないと思っております。

もう1つは、一方で、職員一人一人の時間の使い方もあるかも知れません、事務処理のスピードではなくて、難しい問題を考えるとき一人で抱え込むというのがあるが故に時間が掛かるところもありますので、私と致しましてはチームワークで悩んでいる事、難しいことを早くみんなで相談しながら決めて行く、実はそのコミュニケーションがもしかすると少ないかも知れないというのが、役場庁舎の検討チームの1つの気付きでございましたので、以外とそういう所で悩みを共有して、解決していく、スピードを上げてトータルの労働時間が短くなって、家に早く帰って、ワークライフバランスが取れた仕事が出来るように、この点は職員のとりまとめ役として私もしっかりと努めて参りたいと思います、以上です。

○町土整備課長  
(議長 町土整備課長 山崎)

○和田議長

町土整備課長 山崎君

○町土整備課長

古民家等再生事業のですね、予算を盛っていないかとのご質問でござります。

本年度につきましては、町長選挙もございましたので骨格予算という位置付けもございます、古民家再生を含みます「住み家支援事業」につきましては当初予算には計上してございません、現在、事業について見直し中でございます、以上でございます。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して宇野邦弘君よろしいでしょうか。

○宇野邦弘議員

(はい、宇野)

○和田議長

宇野邦弘君

○宇野邦弘議員

予算に盛っていないという事ですので、受付も当然していないと、またしないという事ですね。

という点と、副町長の地震計の活用についてはね、岡本先生がメンテとか活用については引き続きやっていくというふうにはおっしゃっています。

西山公園の分も、河合小学校の分も、県内ただ一人の地震の専門家みたいです、そういう点では学校教育に活かしていくとか今後の活用もまた機会があつたらお願ひしたいなと思います、以上。

○和田議長

これにて宇野邦弘君の一般質問を終わります。

次の質問者に移ります、次の質問者、丸石純一君

○丸石純一議員

(議長 丸石)

○和田議長

丸石純一君

○丸石純一議員

ふるさと納税についてお尋ねします。

今回、池田町のふるさと納税の今後に向けて、楽天、ふるさとチョイスをはじめ、ANAのふるさと納税、auペイふるさと納税、ふるナビ、さとふるなど、ふるさと納税のサイトは多数ありますけれども、最低でも先ほど述べた4つのサイトとは今後連携して行くべきと思っております。

これらを池田町に取り入れた方が良い点として、論点を2つに絞り申していきます。

1つ目は、全体像の共有、2つ目については体制づくりについてです。

1つ目の論点であります、「ふるさと納税に関する全体イメージを共有するために、ふるさと納税の歴史から池田町の金額の推移についてお尋ねします。

まず、ふるさと納税の始まりの背景としましては2006年10月20日1つの記事が日経新聞に掲載されました。

前福井県知事、西川一誠氏が「故郷寄付金・ふるさと寄付金控除導入」というコラムが掲載され、それが政府の目に留まり、2008年の税制改正に寄付金が盛り込まれました、いわゆるふるさと納税制度の始まりです。

前福井県知事はふるさと納税の制度発案者となります。

コラムに掲載された趣旨として、将来を担う子ども達に未来を託し、地方は多額の行政コストをかけて育んでいるのに、そのコストを税として回収する前に大都市集中が放置されている我が国では、大都市圏へ子ども達が流出してしまう。

つまり東京圏の個人住民税収の3割強は地方で成された将来への投資を元に発生していることになる、そして形式控除から税額控除に改めるだけで納税者の意志で国からふるさとへ税の移転が出来、小さな自治体でも魅力的な事業に対しては、多額の寄付金を集めることができます。

この主張された当時から今まで、大きな変化がなく、福井県では毎年約3,000人の若者が県外に流出し続けております。

また、ふるさと納税のもう一面としましては、生まれたふるさとですか、応援したい自治体に寄付ができる制度です。

自分で寄付金の使い道ができ、地域の名産品など、お礼の品もいただける魅力的な制度です。

今年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、飲食店の消費が大きく落ち込みまして在庫が余っている状況があるということで、事業者や生産者への

支援、応援としてもふるさと納税が活用されていますし、医療従事者への応援、また災害時への支援もふるさと納税制度が活用されています。

また先日、福井県交流文化部定住交流課内にある、ふるさと納税自治連合の事務局にお話を伺って参りました。

ふるさと納税自治体連合には、制度発案者となる福井県を中心に68の自治体が所属しており、ふるさと納税のあり方についても検討されております。

そのふるさと納税自治体連合により優良事例として、第2回は福井県池田町、第4回は福井県坂井市などが表彰されております。

また、ふるさと納税自治体連合では福井県内において、現在14ものプロジェクトや体験、応援を掲げております。

池田町においては、ふるさと納税の主な活用方法は、ちっちゃな幸せプラスにより集めた寄付金を活用し様々なプロジェクトに活用させていただいています。

ここで池田町のふるさと納税の寄付額の推移について伺いさせていただきます。

平成27年度の税制改正によりふるさと納税が利用されやすくなりましたが、総務省のホームページにより池田町では平成27年度963万円、平成28年度260万円、平成29年度42万円、平成30年度72万円、令和元年度78万円、ふるさと納税が池田町にあったと公表されています。

平成27年度から現在までにおいて、池田町民から池田町民による町外へのふるさと納税の総額、つまりふるさと納税により出て行った金額は幾らになるでしょう、また今年度の池田町へのふるさと納税額は幾らになるでしょうか。

平成27年度以降、ふるさと納税の入ってきた金額と出て行った金額において赤字になった年はありますか、お伺いします。

ちなみに平成元年における、福井県内での池田町への寄付額というのはどれ位の水準になるのかご存じでしょうか。

県内でのランキングについては最下位となります、さらに元年度実績ということで総務省が調査した数字がございます、市町村のみで考えますと全国1,741団体中、1,722位という順位になっております。

ここから本題のふるさと納税の体制づくりについて質問させていただきます。

1つ提案としましては、ふるさと納税対策室というか、発進室の様なものを設置した方が良いのではないかと思います。

なぜ設置した方が良いのかもう少し詳しく述べさせていただきます。

今の時点では、寄付を受けた皆様に十分なお礼が出来ない、そういうイメ

ージを持っています。

また池田町は魅力的な事業を沢山行っています、しかしどれも完成してからの魅力発信ばかりです、近年の大きな流れとしましては完成する前から関わる方向、いかに一緒に参加する場を提供するかが事業の成功に大きく関わっております。

大型のプロジェクトであればあるほど事前に情報整理し発信していく事が必要となります。

また、違う角度からとなりますが、ふるさと納税の掲載サイトのアンケート、過去のアンケートなんですけども、ふるさと納税をされた方の大体24%が寄付先へ行った事がある、というようなアンケート結果があります。

今まで一度でも池田へ足を運んで下さった方は、池田町のことに興味を持ってくれているということです。

あとは応援しやすい形をとれるかどうか、こちら側が準備するかどうかだと思っております。

これらを通して私はもう一段階、池田町のふるさと納税の現状をランクアップしていく必要があると思います。

ふるさと納税担当室があれば、出来ることが格段に増えていくと思います。

この体制をしっかりとしていくことで、提携先を吟味するだけでなく、ふるさと納税を通じた池田町のPR、池田町ブランドの発進、池田町のファンクラブの募集、ふるさと納税をきっかけとした関係人口の拡大、これが一番大事です。

考えればふるさと納税から新しい広がりを見せます、というのも返礼品付きふるさと納税寄付金制度の活用は、寄付者へのアタックを1人につき最低3回、池田町の売り込みが自動的に出来るようになります。

この3回の売り込みチャンスを最大限に活かし活用することで、池田町のファンを増やし、寄付額の増加ですか次の販路の拡大につなげて、また観光客の増加につながっていくものだと私は考えております。

さらにもう1つアイディア提案になりますが、例えば最初の寄付者へのアタックチャンスではふるさと納税に関わる関係書類を送る時なんですけれども、ここにお得な池田町のクーポンと一緒に同封するとか、観光パンフレットと一緒に同封することもいいんじゃないかと思います。

また確認のメール等を送るのもよいと思います。

確認メールの返信の際には、池田町PRする動画サイトをURLでホームページを貼り付けて、また池田町に来ると得点が受けられる、というようなメールを送信します。

更に、返礼品の送付時というものは第3のアタックチャンスだと思います、

段ボールの中に通販でも池田町の特産物が購入できるチラシの同封ですか、観光パンフレットの同封、池田町に来るとお得になる特典を入れておくとふるさと納税1つでいくらでもアイディアはで出できますし、寄付者との接点が意外に多いのが、ふるさと納税の特徴だと思っております。

是非、ふるさと納税の特徴である寄付者との接点の多さを最大限に活かして、納税から池田町のPR、池田町のファンを増やしていく、そして池田町へ来ていただけるような仕組みづくりをお願いしたいと思いますけれど、まずは魅力発信の為に会員数の多い、楽天やふるさとチョイスなど、サイトに登録しふるさと納税制度を前向きに検討してはいただけませんか。

返礼品の有無は必要ありませんが、まずは応援しやすい窓口を開設した方が良いと思います、見解を伺います。

またふるさと納税では返礼品争い的一面もあります、総務省のホームページにもしっかりと「競争」という言葉が記載されているので否定は出来ません。

例えば、楽天や、ふるさとチョイスに登録することで、業者へ約1割の手数料が発生します、しかし返礼品は3割以内なら町内業者に落とすことが出来る制度で有り、さらに送料などを抜くと4割程度が歳入となります。

福井県などにおいて返礼品など明確に出さず、業者と提携せずオンライン決済も対応せず、ふるさと納税制度を活用出来ていないのは池田町だけとなります。

また職員さんの手間を考えるのであれば、中間委託業者を挟むことで職員の負担がかなり軽減されると、福井県の他の自治体も導入しております。

過去に一般質問にもありましたが、検討はするということでありましたが、今すぐ出来ないような、明確にやらない理由、というものがあるのでしょうか、ふるさと納税に積極的に力を入れていることで、地方交付税の歳入額よりも、ふるさと納税の寄付額が多くなるということも十分可能だと思っております。

人口が2,000人を割り込むことで、単年度収支赤字というような話も現実身をおびてきている中で、ふるさと納税の本来の趣旨である、若い人の教育支援や、また子育て世代への支援、そして高齢者の福祉費用の捻出、公共交通の維持など、ふるさと納税への可能性は十分あります。

それだけの可能性ありつつも、ふるさと納税事業に力を入れていないという理由はどういった所にあるのでしょうか。

さきほども言いましたが、参加しやすい納税に関しての整備も大変重要だと考えております。

例えば坂井市はペイペイにて住民税を納付できます、コロナ禍においてオ

オンライン決済を進めて行く必要があります。

現状、県外から池田町に寄付しようとした場合、振り込みでしか出来ない、ホームページからは出来ないという現状があります、応援したいという気持ちが有る人が出来るだけ負担が少なく、応援できる整備が必要だと考えます。

それがクレジットカードなどを活かしたオンライン決済だと考えますが、導入など検討されているでしょうか、導入に対してどういった障壁があつて現時点で出来ないのか伺います。

最後に、コロナ禍において医療従事者の皆様をはじめ、職員皆様の力により、ワクチン接種体制というものが整つてきていると思います、理事者の皆様にはこれまで以上に医療従事者の皆さんと情報交換を密にしていただき、私たちもできる限りの協力をしたいと考えますので、引き続きよろしくお願ひします、終わりります。

○総務財政課長

(議長 総務財政課長 森川)

○和田議長

総務財政課長 森川君

○総務財政課長

私より丸石議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町民が町外へのふるさと納税を行った総額についてですけれど、平成27年度から令和元年度までの5年間で、545万6千円となってございます。

池田町へのふるさと納税額が、町外へのふるさと納税額を下回った年度と金額は、平成29年度が5万8,900円、平成30年度が134万2,000円、令和元年度が、122万1,470円となっております。

これにつきましては詳しくはわかりませんけれど、やはり応援したい地域を選択するのではなくて、返礼品というものを全員に押し出した地域に流れたのではないかと推測をしております。

次に、町のプロジェクト応援型やクラウドファンディング型の仕組みを導入してみてはどうか、それをふるさとチョイスなどのサイトに掲載してはどうかのご質問ですけれど、現在、池田町のふるさと納税の活用方法は2種類ございます。

1点目は、ちっちゃな幸せ実現事業での活用となってございます。

もう一つは、この分野、この事業に充ててほしいとの意思がある場合には、

その事業に充当しております。

福祉に当てて欲しいとか、子どもの教育環境に充実に当てて欲しいという意志がある場合にはその事業に充当するという事をさせていただいております。

また、現在、地方創生総合戦略を策定している中で、町としては、現在のふるさと納税の活用方法の見直しも検討していく必要があると考えております。

池田町の様々なプロジェクトに賛同し応援していただける方が寄附できる仕組みは、より良い池田をつくるため、町と住民と納税者が理解し協力し合える良い取組みと考えます。

一方で、現状のふるさと納税の実態、これにつきましてはインターネットサイトで、仲介業者が事務手続きの代行を行うとともに、クレジットカード支払いも可能となっております。

このことは、ふるさと納税がネットショッピング化してしまっているといえ、ふるさと納税本来の趣旨から離れてしまっているのでは、いうふうな懸念もしております。

例えば、ふるさと納税サイトへ登録するとなると、利用料金としては数%から約10%程度の経費が必要となります。

さらに、サイトによっては、月々の基本料もかかります。

また、寄附を特別に呼びかけるメールマガジン等は別途広告料が必要となる場合もございます。

特に、利用料金としての寄附金の10%、これは非常に大きな金額であります、仮に1,000万円の寄附があった場合、サイト運営会社に100万円を支払うことになります。

公益性が高い寄付金の1割が町に届かず、業者への利益となるのは疑問があります。

また、寄附された方もこのようなことは、望まないのではないでしょうか。

そのため、サイトへの登録というのは、現時点では考えてございません。

最後に、オンライン決済につきましては、役場も行政手続きのオンライン化を進めていく必要があります、その中には、当然、公共料金の支払い方法の多様化も含まれます、これは、ふるさと納税に限ったことではなく、公共料金全般について行ってまいります。

現在も、納税については、スマートフォンアプリでの納付は可能ですが、様々な方法を検討していく必要があると考えております。

しかし、検討するには、費用対効果も十分考慮しなければと考えております。

利用者の利便性向上は最重要ですが、納入する仕組みだけで、収納する仕組みと連携がとれないのでは十分な機能を発揮できません。

こういうことを踏まえながら、オンライン決済については十分に検討し進めてまいります。

以上、丸石議員のご質問のお答えといたします。

○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して丸石純一君よろしいですか。

○丸石純一議員

(議長 丸石)

○丸石純一議員

先ほどの答弁において、過去3年度において赤字になった年があるという事は初耳でした

他の自治体でも毎年入ってきた額、出て行った額と把握しているようですが、池田においては今回初めて聞いた形になると思います。

赤字になった年についてはどう思っていますかというのが1つ再質問の1つと、そして寄付額の取り扱いについてもう一度どう考えているかという点で質問させていただきます。

池田町に、ふるさと納税された寄付金においては、令和元年度の決済年度現在高では1,305万円、今年度は100万円が約寄付され、約350万円が使う予定というような予算書になっていました。

使う見込みがあっても、寄付金を増やす体制が整っていないので、予算上でも今年も100万円だろうというような決め方が成されているんじゃないかなと考えております。

しかし、基金より毎年350万円を繰り入れするんであれば、350万円集める仕組みを考えること、作ることが必要だと考えております。

また、このまま行きますと5年前後で底が着いてしまいます、基金が無くなった場合、これまでどうり「ちっちゃな幸せ実現事業」を行うには、一般財源で賄うしかありません、この持ち出しについて町民の意向に沿うものになるのでしょうか。

池田町をより良くするため、大変すばらしい事業だと思いますから、是非とも持続可能な仕組みづくりのため、ふるさと納税にて池田町を選びたいというような体制づくりをお願いします。

そして少しだけ派生しますが、この、ふるさと納税の活用に関して、も

し出来る場合、農畜商工、または観光など管轄している農村政策課長や今後長期的目線で池田の方向性を出している、木望の森づくり課の課長にも、池田町内でふるさと納税制度の活用が始まった場合、農畜商工業者へ出すもので全国にアピール出来るような魅力的なものがあるのか、また池田町が今後行う事業において全国に発信しても負けないと見えるような魅力的な事業に取り組んでいるかについても意見を伺いたいなと思います。

○溝口副町長

(議長 副町長 溝口)

○和田議長

副町長 溝口君

○溝口副町長

私の方から論点を整理してお答えした方がいいと思います。

まず、池田町におけるふるさと納税の制度は、町づくり自治基金という条例改正を出しておりますけれども、受賞したというふうに、第二回目で受賞した理由は物で釣らずに、寄付した人達がその寄付した人達が基本的に町のためにどうあるべきかを考えるという画期的な仕組みであるという点です。

したがってお金をする人達が池田町の町はどうあるべきだらうか、こうしたらいいんじゃないかといつて考える制度であるという、まずここをご理解頂きたいと思います。

したがって、全ての丸石議員の質問について前提がちょっと違うと思っておりまして、ふるさと納税をされた方は今6人の委員、その委員の任期等の条例改正をしておりますけれど、まずは委員さんが今の制度を作つておられますと、ちっちゃな幸せ実現制度も含めてまして、ちっちゃな幸せ実現制度のそもそもは、100万円は毎年支出するという事でいこうというものでございます、つまり60万円しか寄付が無ければ、40万円役場が積んで100万円のお金を用意し、住民の人達はその100万円どう使うかというのを考える制度でございましたが、時々大きな金額を寄付されることが過去にありましたので、基金を積んでいてどうするのか、100万円だと使いきれないのじゃないか、使わないのは寄付していただいた方々への意志を尊重することにはならないのじゃないかということで、少し大きい金額でもいいんじゃないかといって、最大40万円の金額を出す制度が出来ていますが、本来は100万円の寄付額をベースに動きますので、足りなくなったらどうするのではなく、元々100万円に合わせて考えて行くというのがこれまでの池

田町の、役場が決めたのでは無く、ふるさと納税をされた先輩方の意志により構築されているという所をまずご理解頂きたいと思います。

2つ目に、赤字議論は根本的な所ですが、もし丸石議員のいうような事を世の中がやり出すと、住民税を使って隣町の蟹を買いあいっこする制度で、日本の税収が下がるだけという、論理的にはなりますのであまり赤字黒字を考えるべきではないと思います。

池田町は町としてふるさと納税をされる方がいらっしゃるのは、制度なんで仕方ないですが、その収支の赤字よりは、池田町を応援したいといった方が増えていくことは大事です。

その時に、ふるさとチョイスとかそういう所で手数料を取られるものでは無くて、今までの制度でいわいる手数料を取られることなく寄付をいただける制度となる事が大事だと思います。

ただチラシやホームページの出来ることの情報発信というのはできる限りしていかなければいけないのかな、というふうに思います。

お答えになっているかどうかあれですが、その魅力あるというのも、最初の事と一緒に、ふるさと納税という制度がそもそも寄付した方達が、池田町の町にどうあるかと考える所からスタートしますので、勿論各課、魅力づくりをするということはありますが、それとふるさと納税の制度の為にやるというの少しおかしな話になってしまい、別々に考えて、寄付されたお金が町づくりに、福祉も含めて有効に活用されることに集中して、ふるさと納税制度を運用しないと受賞頂いたそもそもの考え方から外れてしまって、魂を売ってしまうことになるのではないか、というふうに我々としては考えている点、ご理解等をいただければ幸いかと思います、以上です。

#### ○和田議長

ただ今の理事者の答弁に対して丸石純一君よろしいでしょうか。

#### ○丸石純一議員

(議長 丸石)

#### ○丸石純一議員

先程の質問の中でさせていただいたのですが、必ずしも返礼品については必要無いのかと思います。

副町長がおっしゃったように、確かに手数料の一部が公に池田町にといって、寄付をいただいた手数料の一部が民間業者に流れるというのも確かに一つ、違和感を感じる部分ではございます。

前提として、応援したいという気持ちがあって、最初の話になりますけど、ふるさと納税の制度上どうしても福井県から都市圏にいった若い世代の時に行政コストが掛かっているのに、いきなり都会にいってすぐに税を納めれるとなった時に、どうしても都会が有利です。

そこで働いていた人達が一部、自分の生まれ育った場所にふるさと納税をしたいというときに、煩雑な手続きとまではいいませんけど、今オンラインで振り込みも出来ますけれど、ただそこに行くまでの手順が多すぎると、本当にがんばっているのかなというような気持ちを持つことがあるとは思います、なのでどうか前向きに返礼品ありではなく、窓口を広くするような政策整備をお願いしたいと思います、以上です。

○杉本町長

(議長 町長 杉本)

○和田議長

町長 杉本君

○杉本町長

間口を広くとかというご要請というか、ご要望ですけど、今ほど副町長のそして森川課長も説明されましたけれども、議員もご指摘もされていますけれども、そもそも論のふるさと納税のことから考えると、私としてはこの制度がもう疲弊しているというか、もう今の現状でこのふるさと納税というような名前を付けて、寄付制度というかそういうものは限界だらうと私は思っておりますね。

やはり当時の西川知事のおっしゃったように、今はがんばる自治体とおっしゃっておりますけれど、本来あの趣旨に基づけば、自分が育った市町村なりに、だけを認めるというふうにすべきだと私は思います。

国の制度を批判したり、何かをいうつもりはさらさらありませんけど、今おっしゃった議論が全国そこら中にある、という事になるとやはりそもそも論というのでしょうか、何の為に始めようとしたのかという原点に帰って、そして今のようなふるさとチョイスというか、特産品を1万円で1万5千円もらっている牛肉の方がいいわね、とか、あるいはこっちのサクランボがいいわねというような、そういうことになる、こういうことになるという、これは見え見えです。

ならばそういう競争とか、そういう引き出しの中に入るのはない、そもそも論に戻って、そもそも自分の生まれ育った町村ではどのようなことがあ

るのか、うちわその様にやっている訳でありますけれども、我がふるさとへ寄付をして、その使い道は皆さんにお願いするとか、そういう制度にしていくわけで、池田町は何かふるさと納税制度に積極性が欠けているとかそういう話とは別だと思います。

それから今のご提案というのでしょうか、ふるさと納税制度の中の引き出しに全部を入れて、クラウドファンディングだ、あるいはPR、特産の販売だというもの、これをふるさと納税制度という引き出しに入れて取り組めという、これも私は何かしら本末転倒のところがあるのではないかと思います。

やはり納税ではないんですけれども、自らの税の一部を寄付するという、いわゆる税に関連するという事業であるからには、税の本分に立ち返ってどのように使われていくのか、どのように使って行くのが、いただいた我々自治体の努めなのか、出す側としてはどういう努めが大切なのかという、もう一回原点に帰ってこの制度設計を見直してそれに応じたものに仕上げるという努力を国民も我々自治体も努力すべきではないかと思っています。

ただ議員ご指摘の税を納める時のオンライン化とかという手間を省いていく、これはまた別の話で、これはこれでまた多くの方々の納税の業務の簡素化みたいなものを追い求めていく、それに対する行政の努め、これはまた別だろうと思います。

いずれに致しましても、そもそもの所に立ち帰って何が大切か、どう進めるべきかというのは常に問いかけながら事に当たって行ければと思っております、以上でございます。

## ○和田議長

これにて丸石純一君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ただ今の、一般質問に対する理事者の答弁、並びに、先ほどの、施政方針に対する関連質問がありましたら、お受けいたします。

質問ありませんか。

これをもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

先ほどの、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありましたが、これより、各議案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

これをもちまして、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっています、議案第5号から議案第27号までを会議規則第38条の規程によりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います

がこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しております、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今、常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会において審議賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

(散会時間 15:34)

議長

会議録署名議員

会議録署名議員